



第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

【概要版】



令和2年3月
北海道歌志内市

第1	計画策定	1
第2	子ども・子育て支援の基本的な考え方	2
第3	子ども・子育て施策の展開と評価	4
	目標1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり	4
	目標2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり	7
	目標3 母と子が元気に暮らせるまちづくり	8
	目標4 子どもたちが守られ、安全なまちづくり	10
	目標5 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり	11
第4	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	12
第5	計画の推進体制	16

第 1 計画策定

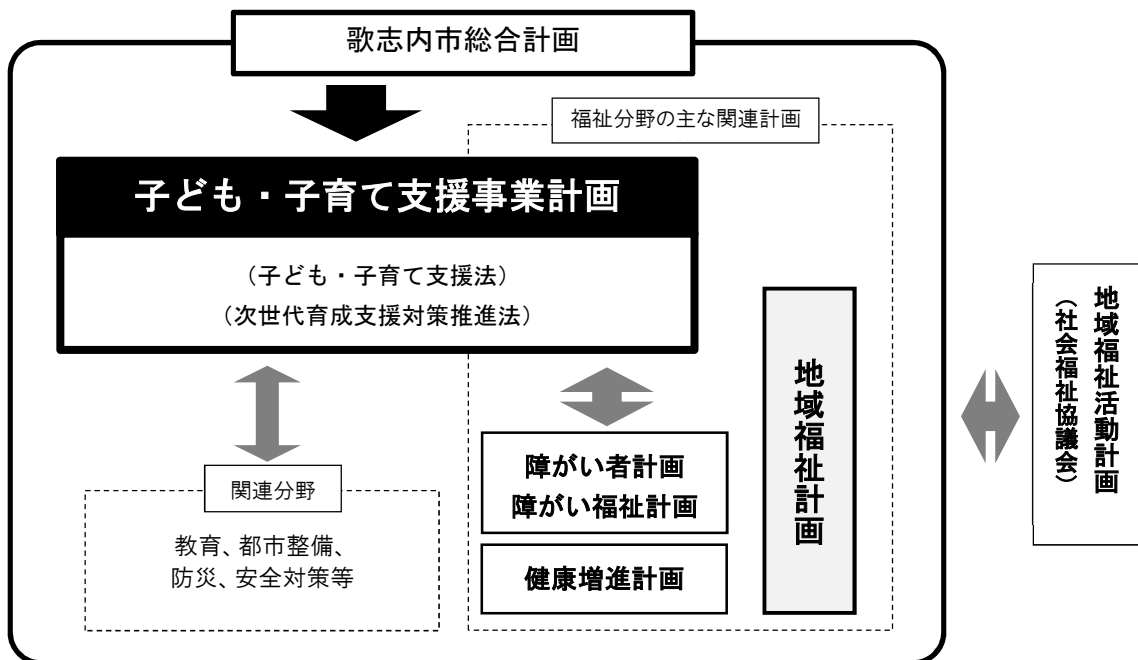
1-1 計画策定の趣旨

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度を第 1 期とした「歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について必要な量を定めるとともに、この間、認定こども園を開設するなど提供体制を整備してきました。

この度、現行の計画を検証し、取り組みを計画的に推進していくため、「第 2 期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を包含）」で、「歌志内市総合計画」の分野別個別計画として位置づけるとともに、北海道子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図り策定するものです。



1-3 計画期間

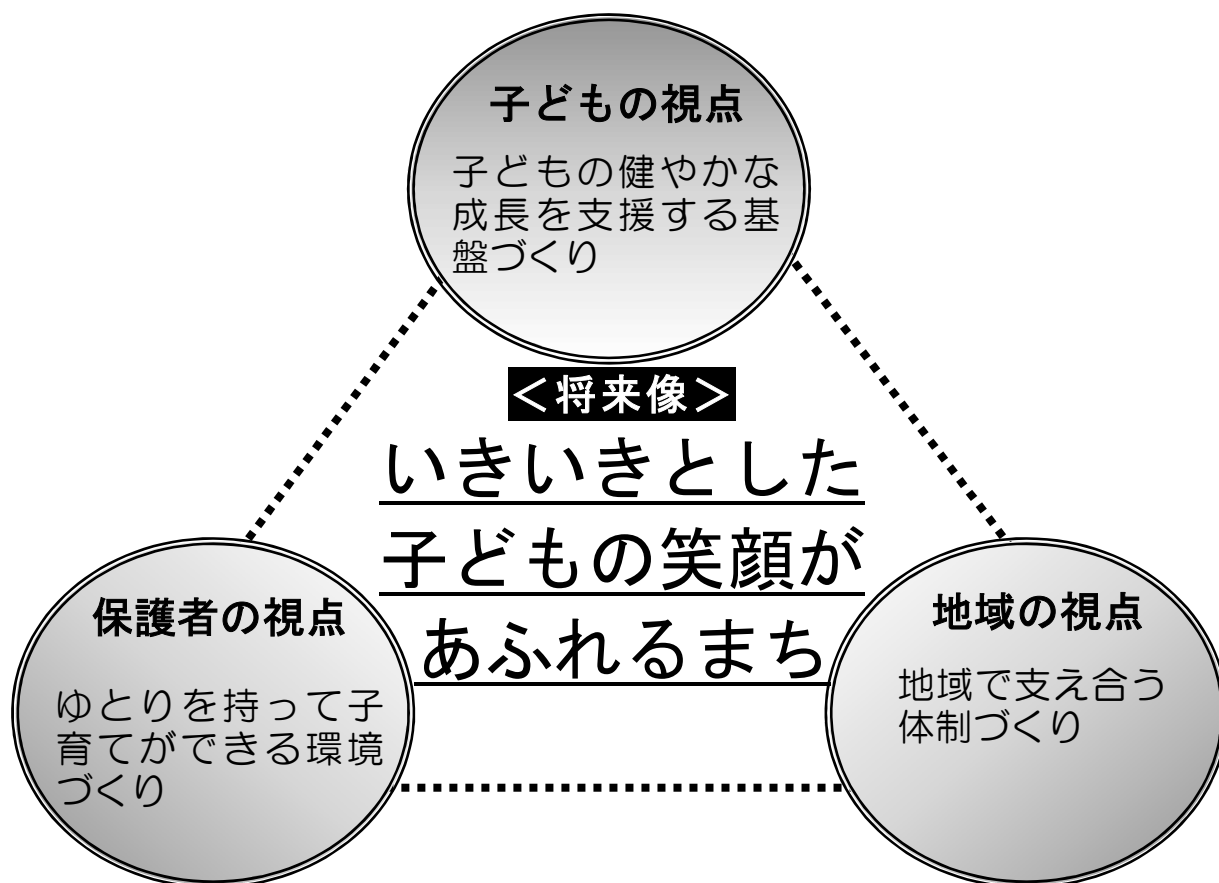
計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。

平成 27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)
← 第 1 期子ども・子育て支援事業計画					← 第 2 期子ども・子育て支援事業計画				

第2 子ども・子育て支援の基本的な考え方

2-1 将来像・基本目標

子ども・子育て支援の将来像や基本目標については、第1期計画で掲げた内容と変更がないことから、引き続き「子ども」、「保護者」、「地域」の視点から取り組みを進めることとします。



子どもの視点：子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

保護者の視点：ゆとりを持って子育てができる環境づくり

保護者が心身ともにゆとりを持って子育てができ、子どもが健やかに育つことができる環境づくりのための取り組みを進めます。

地域の視点：地域で支え合う体制づくり

家庭、地域、関係団体、行政等が、それぞれの責務を担いながら、連携や協力を図り、子どもと家庭を地域で支え合う体制づくりを進めます。

いきいきとした子どもの笑顔があふれるまち

目標1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

1-1 多様な子育て支援サービスの充実

1-2 幼児期の学校教育の充実

1-3 親子相互のふれあい・地域交流の促進

1-4 子育て情報の提供、相談体制の充実

目標2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

2-1 放課後児童対策等の充実

2-2 ひとり親家庭等の自立支援

目標3 母と子が元気に暮らせるまちづくり

3-1 妊娠・産褥期の健康管理の支援

3-2 子どもの健康管理の支援

3-3 食育の推進

目標4 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

4-1 良好な生活環境の整備

4-2 交通安全教育の推進

4-3 犯罪等の被害から守るための地域活動の推進

目標5 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

5-1 子どもの権利・意見の尊重

5-2 児童虐待防止対策の充実

5-3 障がいのある児童への支援の充実

第3 子ども・子育て施策の展開と評価

5つの目標と各施策ごとに、具体的事業と取り組みの内容を記載しました。

また、第1期歌志内市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、具体的事業ごとに、子ども・子育て会議委員と関係する所管により、次の4段階で評価を実施し、表右欄に記載しました。

評価	A→順調に進んでいる	B→ある程度進んでいる
	C→あまり進んでいない	D→進んでいない

目標1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

1-1 多様な子育て支援サービスの充実

保育を必要とする保護者のニーズに対応するために、保育サービスの多様化を推進します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
乳児保育事業	子ども・子育て支援制度の基本でもある「子どものための教育・保育給付」の充実を図ります。	A
延長保育事業	認定こども園は、午前7時30分から午後6時30分まで開園しています。 就労形態や生活時間帯の多様化に伴い、保育時間の変更・延長等の柔軟な対応が求められていることから、安心して子どもを預けて働くことができる環境をつくり、子育て家庭の経済的自立を促進するため、保育サービス需要の把握に努めながら実施いたします。	A
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。 アンケート調査においても一定のニーズがあることから、幼稚園型については認定こども園で引き続き実施し、幼稚園型以外については、今後の状況をみながら検討を行っていくこととします。	A
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。 若干のニーズはあるものの、市単独では困難であることから広域連携を検討します。	C
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ)が該当します。 アンケート調査にて若干のニーズはありましたが、市内には施設がないことから、利用希望時には他市町村施設での受け入れについて検討を行います。	C
子育て援助活動支援事業	児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。 事業の実施にあたり協力をお願いできる子育てサークル等がなく、実際に援助を行う提供会員の不足が懸念されることから、今後ファミリー・サポート・センターを実施する際、援助を行う提供会員が確保できるかを検討していきます。	C

1-2 幼児期の学校教育の充実

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力を向上させるための支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の充実を図ります。

子どもたちの豊かな人間関係の構築、多様な活動機会の拡充を図るために、認定こども園にて質の高い教育を提供します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
幼児期の学校教育の充実	認定こども園において、子どもたちに質の高い教育を提供するため、保育教諭の研修への参加や、関係会議などの開催を進めていきます。	A

1-3 親子相互のふれあい・地域交流の促進

子育てに対する不安の解消と負担感の緩和を図るため、認定こども園で、未就園児が通園している子どもたちと一緒に遊ぶ「あおぞら DAY」や親子で遊ぶ「こども園開放日」をそれぞれ毎月開催し、子育て拠点である認定こども園に対する理解を深め、親子相互のふれあい・交流を促進します。

また、広場や屋内施設など子どもの遊び場の充実を期待する声が多いことから、チビッコ広場等の整備について検討を進めます。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
あおぞら DAY こども園開放日	認定こども園で、未就園児が通園している子どもたちと一緒に遊ぶ「あおぞら DAY」や親子で遊ぶ「こども園開放日」を毎月開催します。 これらを通して、子育て拠点である認定こども園に対する理解を深め、親子ともに通園に向けた準備、悩みやストレスを相談できる関係づくりを支援します。	(新)
地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。 基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等があります。 本市においては、認定こども園に併設し整備をしたため、今後の事業展開の中で充実を図ることとします。	B
児童公園・チビッコ広場の環境整備	市内には、教育委員会所管の児童公園及びチビッコ広場等が5か所、公営・改良住宅敷地内のチビッコ広場などが9か所あります。 草刈りの管理など利用実態に応じて整備を進めます。	B
ひよこスクール (親子教室)	(第1期で事業廃止)	B
育児サークル活動支援(すくすくキッズクラブ)	(第1期で事業廃止)	B

1-4 子育て情報の提供、相談体制の充実

(1) 子育て関連情報提供の充実

家庭教育だよりの発行、子育てに関する基本的な情報や行政サービスをまとめた子育て支援ガイドブックの配布など、保護者が必要とする正確な子育て情報の提供を実施します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
利用者支援事業	子ども・子育て支援制度に基づく新規事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うものです。 子育て支援サービスの選択肢の多い都市部では、専門の職員がサービスと利用者の仲立ちとなり連絡調整を行う必要性は高いと言えますが、本市においては専門の職員を配置するまでの需要が見込めないことから実施を見送り、現行の体制の中で利用者支援を充実させることとします。	B
ブックスタート事業(読み聞かせ等)の推進	ブックスタート事業(乳児とその保護者を対象に絵本の開き読み、絵本の案内、絵本セットの配布)を継続します。	B
家庭教育だよりの発行	子どもの基本的な生活習慣づくりや体力向上などの取り組みのため、リーフレット「早寝早起き朝ごはん」等啓発資料の配布を継続します。	B

(2) 子育て相談の充実

育児不安や負担を解消し、安心して子育てができるよう、保健・福祉・教育など関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
乳幼児相談	3~4か月・7~8か月・10~11か月・24~25か月・その他の児を対象に、各種相談に応じるほか、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導を実施しています。 また、電話相談も随時対応しており、必要に応じて訪問での相談も行います。 いつでも気軽に相談しやすい体制を継続するとともに、相談窓口等のPRを行います。	A
家庭訪問	新生児・健診未受診児・その他必要な者に、随時訪問し支援を実施します。	A

目標 2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

2-1 放課後児童対策等の充実

子どもを預けた保護者が安心して働くことができるよう、児童館等の運営及び学童保育事業により、下校後の家庭に保護者がいない児童への生活指導を実施するなど、放課後児童対策等の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
児童館・児童センター	学年の異なる子どもたちがいっしょに遊ぶ体験などを通して、思いやりの心やルールなどを楽しく学ぶところです。施設には児童厚生員が配置され、子どもたちの指導を行います。	A
放課後児童健全育成事業（学童保育）	共働き家庭や母子・父子家庭の小学校1～3年生の児童を（定員の範囲内において4～6年生も）対象に、放課後や夏休みなどに、家庭に代わる生活の場を提供します。	A

2-2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の生活不安を解消して自立を促進するため、母子自立支援のための相談・指導や児童扶養手当の支給など、生活の実態に応じたきめ細かな対策により、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
母子自立支援のための相談・指導	離婚や死別など、諸般の事情で母子家庭・寡婦となってしまった人の実情を把握し、社会的自立に必要な相談や指導を行います。	B
児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、ひとり親家庭等となった子どもの生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るための事業です。	A
保育所保育料基準額の減額	(第1期で事業廃止)	A

目標3 母と子が元気に暮らせるまちづくり

3-1 妊娠・産褥期の健康管理の支援

妊娠・出産に関わる知識の普及啓発や、妊娠初期からの保健指導の実施による健康管理を支援します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
母子健康手帳交付	妊娠した者に母子健康手帳を交付し、また、有効活用できるように説明を行います。	A
妊婦面接指導	母子健康手帳を交付した妊婦及び転入してきた妊婦に面接指導を実施し、必要な情報提供や各種相談に応じます。	A
禁煙指導	妊婦面接時、本人や同居家族の喫煙状況を確認し、禁煙の指導を行います。	B
妊婦健康診査 (妊婦健康診査受診券交付)	定期的に妊婦健康診査を受けることにより、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健診の助成(妊婦一般健康診査受診票14枚、超音波受診票14枚を交付)を行います。	A
妊婦歯科健診	歯周病やむし歯に罹患しやすい妊娠時期に歯科健診を実施し、口腔内の健康の保持・増進と疾病の早期発見を図り、歯周病が胎児に及ぼす悪影響により起こり得る、早産や低体重児出産を予防し、健康で安全な出産を促すため、令和元年度から行っています。	(新)
任意予防接種	季節性インフルエンザの感染と重症化を予防するとともに、経済的負担を軽減するため、妊婦を対象に令和2年度から自己負担無料で実施します。	(新)
妊婦訪問	初妊婦やその他支援が必要と思われる妊婦を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、妊娠中の望ましい過ごし方や妊娠中の食事、出産や育児に必要な準備等必要な情報提供や各種相談に応じます。	A
新生児・産婦訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	全新生児と産婦を対象に可能な限り早期に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。	A
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援)を行う事業です。 家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会(歌志内市子育て支援ネットワーク協議会)の関係機関と保健師を中心に日常業務の中で情報を共有・連携し、養育支援を行っていきます。	C
特定・一般不妊治療費助成事業	子どもを産み育てたいと望んでいる夫婦に対して、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、平成30年度より特定不妊治療費や一般不妊治療費の一部助成を行っています。	(新)

3-2 子どもの健康管理の支援

育児に関する正しい知識と情報の普及に努めるとともに、健康診査・訪問指導などの実施や具体的な育児方法についての助言・相談を実施することにより、乳幼児期の健康管理を支援します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
家庭訪問	乳幼児相談、幼児健診の未受診児や経過観察が必要になった児等、訪問による支援が必要と思われる児に対し、保健師や管理栄養士が訪問します。	A
乳幼児相談	乳幼児を対象に、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導のほか各種相談に応じます。	A
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導・歯科診察・内科診察・尿検査・視聴覚検査のほか、各種相談を行います。 また、未受診児は訪問などで対応し、全児状況を確認します。	A
歯科健診・フッ素塗布	幼児を対象に、歯科健診のほか、ブラッシング指導や歯予防のための生活指導を実施するとともに、希望者にはフッ素塗布を実施します。 また、フッ素塗布を受けやすいよう平成27年度から無料としています。	B
フッ化物洗口	小学生及び4歳以上の児童で保護者の同意が得られた児童に対し、フッ化物洗口を実施します。	A
定期予防接種	感染症予防のため、適切な時期に予防接種が実施できるよう支援するとともに、経済的な負担を考慮し、自己負担無料で実施しています。	A
任意予防接種	季節性インフルエンザの感染予防と重症化予防のため、1歳から高校生を対象に自己負担無料で実施します。	(新)
子ども医療費助成事業	18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの子どもを対象に、医療費を助成します。	A

3-3 食育の推進

妊産婦を対象とした食に関する指導や情報提供を行い、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るほか、発達段階に応じた食に関する学習や、親子で参加できる食事づくりの機会を提供するなど、食についての取り組みを推進します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
離乳食教室	乳幼児相談に来所した3～4か月児の保護者を対象に、月齢や発達に応じた離乳食を勧められるよう支援することを目的に実施します。	A
乳幼児相談・幼児健診(栄養相談)	乳幼児相談、幼児健診において、対象児の食生活について栄養相談を実施します。 また、必要に応じて訪問栄養相談も実施します。	A
親子ふれあい料理教室	小学生と保護者を対象に、作ること食べることの楽しさを体験し、食に興味を持つことを目的に、調理実習とミニ学習を食生活改善推進協議会と共催で開催します。	A
妊婦食事アンケート	母子健康手帳を交付した妊婦及び転入した妊婦に食事アンケートを実施し、それに基づき、栄養指導を実施します。	B
子どもの食育事業	幼児が食に興味を持ち、保護者が食への意識を高め、実践できることを目的とし、こども園の親子を対象に、食育講話や手づくりおやつを試食、レシピ提供等を食生活改善推進協議会と共催で開催します。 また、食に関する情報提供として、食育だよりを毎月配布します。	A
ひよこスクール(調理実習)	(第1期で事業廃止)	A

目標4 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

4-1 良好な生活環境の整備

地域の住宅需要に配慮しながら、住宅整備計画の見直しとともに、老朽化住宅の解体除却とまちのコンパクト化を見据えた整備を進め、安心して子育てができる良好な住環境の確保を図ります。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の推進	子育て環境に配慮した市営住宅を整備し、働く世代が暮らしやすい住環境の整備を進めていきます。	B

4-2 交通安全教育の推進

警察、交通安全推進協議会等関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全意識の啓発と交通安全教育を推進します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
交通安全教育	幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実を図るため、交通安全教室の開催や新入学児童、入園児への交通安全グッズの配布を行います。	A

4-3 犯罪等の被害から守るための地域活動の推進

地域住民の協力のもと、警察などの関係機関・団体との連携を強化し、地域安全運動や防犯啓発など、子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
防犯協会活動支援	防犯協会事務局として、地域防犯活動の支援を行います。	A
子ども110番	子どもがいつでも助けを求められる場所として、商店・事業所等への協力依頼をするなど、設置促進及び啓発活動を推進します。	B
社会を明るくする運動	市内イベント(市民まつり)での啓蒙用チラシ配布等「社会を明るくする運動」を推進します。	B
青少年センター活動支援	イベント等(市民まつり、盆踊り、なまはげ祭り)における巡回パトロールを実施します。 また、地区補導員や学校、警察、主任児童委員など関係機関等との連携を推進します。	A

目標5 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

5-1 子どもの権利・意見の尊重

児童の権利と主体性を尊重するため、広報等により「児童の権利に関する条約」の啓発を行っていきます。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
児童の権利に関する条約の普及・啓発	児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスター、チラシの配布など普及・啓発活動を推進します。	B

5-2 児童虐待防止対策の充実

子育て家庭の状況把握に努めるとともに、緊急の課題・事例に迅速、的確に対応するため、関係機関・団体等との緊密な連携を図るなど、児童虐待防止対策の充実に取り組みます。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
歌志内市子育て支援ネットワーク協議会	関係する行政機関、民間団体等の緊密な連携と協力により、地域関係機関相互のネットワーク型の援助方式により、緊急の課題・事例に対応し、児童の健全育成の推進を図ります。	B

5-3 障がいのある児童への支援の充実

保健・福祉・教育部門を中心とした有機的な連携のもと、的確な情報把握と迅速な対応に努め、障がい児施策の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容	第1期計画の評価
早期療養相談・指導等の充実	健診等を通じた幼児期における心身の障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談・指導の充実、早期療育の重要性についての啓発を進めます。 また、こども園、小・中学校、保健師等との連携による就学相談の充実を図ります。	B
障がい児に関する諸制度の周知徹底と相談の充実	関係機関と連携し、障がい児の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実を努めます。	B
国の制度に対応した円滑なサービスの提供	児童発達支援、放課後等デイサービス事業等の利用を支援するとともに、国制度の見直し等に対応した円滑なサービスの提供を図ります。	A
巡回児童相談	子どもの養護・障がい・非行・育成などに関する相談を身近な場でできるよう、回数や時期などについて児童相談所と十分な協議を行い、年間計画を策定の上、実施します。	A

第4 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

4-1 将来人口の見通しと事業量推計

住民基本台帳人口に基づき、令和2～6年度の児童人口の推計を行いました。

なお、人口推計にあたっては、平成26～30年の実績人口によりコーホート変化率を設定して推計を行いました。

したがって、本市が策定している他の各種計画の推計人口と相違している場合があります。

(単位：人)

年齢	計画期間の推計人口				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	5	5	5	6	6
1歳	8	6	6	6	8
2歳	9	8	6	6	6
3歳	3	3	5	3	3
4歳	5	3	3	5	3
5歳	4	5	3	3	5
6歳	7	4	5	3	3
7歳	10	12	4	5	3
8歳	10	10	12	4	5
9歳	7	10	10	12	4
10歳	10	7	10	10	12
11歳	13	10	7	10	10
合計	91	83	76	73	68

4-2 子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと確保策

(1) 教育・保育提供区域設定

本市では、すべての地域で人口が減少しており、生活圏域等を考慮すると、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、「歌志内市全域」とすることとします。

4-3 子どものための教育・保育給付

(1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■ 1号認定・2号認定・3号認定

区 分		計 画					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	1号認定	6人	6人	6人	6人	6人	
	2号認定	6人	6人	6人	6人	6人	
	計	12人	12人	12人	12人	12人	
	3号認定	0歳児	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳児	11人	9人	8人	8人	9人
	合 計	25人	23人	22人	22人	23人	
確保 方策 (定員)	1号認定	24人	24人	24人	24人	24人	
	2号認定	12人	12人	12人	12人	12人	
	3号認定	9人	9人	9人	9人	9人	
	合 計	45人	45人	45人	45人	45人	

【確保の内容】

- ・1号認定は6人、2号認定も6人で推移すると想定されます。3号認定は11人前後で推移する見込みです。
- ・現在設置の認定こども園において、すべて確保できる見込みです。

4-4 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業

本市においては実施を見送り、現行の体制の中でサービス利用の相談支援の充実を図ります。

②地域子育て支援拠点事業

認定こども園に子育て支援センターを併設しましたが、アンケート調査では利用希望が見込めませんでした。

今後の事業展開の中で、事業の周知・充実を図ることとします。

③妊婦健康診査

		実 績	計 画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	対象者数	17人	9人	9人	9人	9人	9人
	健診回数	102回	126回	126回	126回	126回	126回
確保方策		—	対象者全員に対して実施体制を確保				

④新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

		実績	計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数	9人	9人	9人	9人	9人	9人
	訪問件数	9人	9人	9人	9人	9人	9人
確保方策		—	対象者全員に対して実施体制を確保				

⑤養育支援訪問事業等

本市では当面、本事業としては実施しませんが、新生児訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

一方、支援が必要な家庭も存在することから、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

		計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延べ人数	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策		他市町村等と協議を進めながら実施				

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ニーズ調査では、放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはありませんでした。

しかし、ファミリー・サポート・センターは、放課後の居場所だけではなく、就学前児童も含めて様々なニーズ（子どもの預かり）に対応できる事業でもあります。

本市では、事業を実施するにあたり協力をお願いできる子育てサークル等がなく、実際に援助を行う提供会員の不足も懸念されることから、今後ファミリー・サポート・センターを実施する際、援助を行う提供会員が確保できるかを検討していきます。

⑧一時預かり事業

		計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園型	130人日	119人日	119人日	119人日	119人日
	その他	130人日	115人日	107人日	111人日	119人日
確保方策		今後の状況をみながら検討				

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

		計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数	8人	7人	7人	7人	8人
確保方策	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑩病児・病後児保育事業

		計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延べ人数	20人	17人	16人	17人	18人
確保方策		広域連携について国・道との協議を進めながら検討				

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

		実 績	計 画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		10人	4人	3人	2人	2人	2人
	低学年	8人	4人	3人	2人	2人	2人
	高学年	2人	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	定 員	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	クラブ数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑫実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、低所得で生計が困難である保護者が実費として支払うべき教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等や施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の一部を補助する事業です。

本市ではこの事業は実施していませんが、市内に居住するすべての認定こども園利用者に対する利用者負担額と給食費を市の単独施策として無償化としており、今後も引き続き子育て支援を応援していくこととしています。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市のような特定教育・保育施設等への新規の参入が見込まれない小規模自治体にあっては、必要性の低い事業であると判断し、実施を見込まないものとします。

今後、新たな事業所の参入が見込まれる状況にあるとみなされた場合には、実施を検討することとします。

4-5 子ども・子育て支援制度に関するその他の推進方策

①幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

本市では、子育て拠点と位置づけている認定こども園を整備し、ALTを活用した英語教育を実施するなど、教育・保育を一体的に提供していますが、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、今後も子どもたちに質の高い教育・保育の提

供を行うとともに、保護者や地域の子育て力を向上させるための支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方について見直しを図るために、北海道、地域の企業、労働者団体と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第5 計画の推進体制

5-1 計画の推進体制

計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園の職員、学校、企業や市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

4-5 進捗状況の管理

計画の進捗にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。